

答 申

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

異議申立人は、平成27年10月1日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「奈良県高田土木事務所へ提出の建築確認申請書 申請日付 平成〇〇年〇〇月〇〇日 確認番号 〇〇〇〇〇号 確認日付 平成〇〇年〇〇月〇〇日 建築主 〇〇〇〇 地名地番 大和高田市春日町〇〇丁目〇〇番〇〇 設計者 〇〇〇〇 一級建築士 工事施工者 〇〇〇〇 上記の一件書類のうちの 1. 建築基準法第6条第4項の規定による適合する旨の確認済証 2. 建築基準法第7条第5項の規定による適合する旨の検査済証 3. 建築基準法第19条の奈良県建築基準法施行条例第3条第2項第1号の適用にあたって平成〇〇年夏頃の元番地 大和高田市春日町〇〇丁目〇〇番〇〇、地目 田、面積〇〇〇〇㎡（平成〇〇年〇〇月〇〇日付 〇〇番〇〇、地目 田、分筆面積〇〇〇㎡を含む）全部の地上げ及び擁壁設置行為に対する都市計画法第36条第2項の規定による適合する旨の検査済証 4. 建築基準法第19条の奈良県建築基準法施行条例第3条第2項第3号の適用にあたって設計者が概存擁壁（原文のまま）の設置により建築物の安全上支障がないと判断する調査資料、客観的資料及び所見書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成27年10月8日、実施機関は、本件開示請求に係る行政文書を開示しない旨の行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、次の開示しない理由を付して、異議申立人に通知した。

(1) 開示しない部分

奈良県高田土木事務所へ提出の建築確認申請書
申請日付 平成〇〇年〇〇月〇〇日
確認番号 〇〇〇〇〇号
確認日付 平成〇〇年〇〇月〇〇日
建築主 〇〇〇〇
地名地番 大和高田市春日町〇〇丁目〇〇番〇〇
設計者 〇〇〇〇一級建築士
工事施工者 〇〇〇〇

上記の一件書類のうちの

- ア 建築基準法第6条第4項の規定による適合する旨の確認済証
- イ 建築基準法第7条第5項の規定による適合する旨の検査済証
- ウ 建築基準法第19条の奈良県建築基準法施行条例第3条第2項第1号の適用にあたって平成〇〇年夏頃の元番地 大和高田市春日町〇〇丁目〇〇番〇〇、地目 田、面積〇〇〇〇㎡（平成〇〇年〇〇月〇〇日付 〇〇番〇〇、地目 田、分筆面積〇〇〇㎡を含む）全部の地上げ及び擁壁設置行為に対する都市計画法第36条第2項の規定による適合する旨の検査済証
- エ 建築基準法第19条の奈良県建築基準法施行条例第3条第2項第3号の適用にあたって設計者が概存擁壁（原文のまま）の設置により建築物の安全上支障がないと判断する調査資料、客観的資料及び所見書

(2) 開示しない理由

- ア 確認済証は建築主に交付しており、写しについても保管していないため
- イ 上記確認申請に係る建築物については検査を実施しておらず、当該文書を作成していないため
- ウ 上記確認申請に係る建築物については、開発許可申請の対象ではなく、当該文書を作成していないため
- エ 上記確認申請に係る建築物については提出の必要がなく、当該文書を取得していないため

3 異議申立て

異議申立人は、平成27年11月10日、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法第6条の規定に基づき、実施機関に対し、本件決定のうち、第2の2の（1）のウを不開示とした部分の取消しを求める異議申立て（以下「申立て1」という。）及びエを不開示とした部分の取消しを求める異議申立て（以下「申立て2」を行った。）

なお、その他の不開示部分は、異議申立ての対象となっていない。

4 諮問

平成27年11月19日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、これらの異議申立てに係る諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

(1) 本件決定のうち申立て1について

不開示決定のうちの第2の2の（1）開示しない部分のウを不開示とした部分を取り消す。

(2) 本件決定のうち申立て2について

不開示決定のうちの第2の2の(1)開示しない部分のエを不開示とした部分を取り消す。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書において主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立書

ア 申立て1について

請求対象である第2の2の(1)開示しない部分のウの行政文書は、建築物に係る文書ではない。都市計画法の開発許可申請の対象は、開発行為である。開示しない理由は、根拠がない。

イ 申立て2について

請求対象である第2の2の(1)開示しない部分のエの行政文書は、建築物ではなく、建築物の敷地の安全に係る文書であり、提出の必要がある文書である。開示しない理由は、根拠がない。

(2) 意見書

ア 本件の経過について

理由説明書のとおりである。

イ 理由説明について

(ア) 第2の2の(2)開示しない理由のウについて

i 第1段落については、理由説明のとおりである。

ii 第2段落については、おおむね理由説明のとおりである。

iii 第3段落については、実施機関による平成27年1月2日付け(高土第118号の10)の行政文書不開示決定によれば、本件開示請求に係る建築確認申請(以下「本件建築確認申請」という。)については、建築主事に対し敷地の地盤調査書の提出がなく、更には平成27年10月8日付け(高土第118号の6)の行政文書不開示決定の2によれば工事完了時の建築主事に対する完了検査の申請がない。

したがって、本件建築確認申請に係る添付図書(敷地断面図も含む。)等については、建築主事による現地における建築物の敷地等についての審査及び検査が一切行われていない。

しかも、本件開示請求に係る建築確認(以下「本件建築確認」という。)時(申請日付:平成〇〇年〇〇月〇〇日、確認日付:平成〇〇年〇〇月〇〇日)において、敷地の農地転用手续並びに生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条第1項が規定する行為制限解除が未済である。(分筆地解除

：平成〇〇年〇〇月〇〇日、元番地解除日：平成〇〇年〇〇月〇〇日)

本件建築確認申請は、建築士法（昭和25年法律第202号）抵触を否定することができない。

よって、第3段落の敷地断面図（〇〇〇〇一級建築士作成による）の記載事項のみに依拠した結論は妥当性を欠くと言えよう。

- iv 第4段落については、これ迄、奈良県高田土木事務所〇〇〇〇建築課長のご高説を口頭或いは文書により繰り返し拝聴拝受してきたところである。異議申立人が、平成〇〇年夏頃に文筆前の〇〇番〇〇（〇〇番〇〇含む）面積〇〇〇〇平方メートルを地上げ盛土を行った事実を説明して第4段落の判断については、〇〇課長の所掌事務範囲外ではないかと問うと、〇〇課長は、「面積は技術である。」とし、更には「〇〇からの申入れに関しては、都度所長に報告書を提出している。」として譲ることがなかった。

平成28年1月20日付（高土第118号の17）行政文書一部開示決定による開示文書のうちの消防長宛て通知に係る起案書によれば、本件建築確認を担当された当時の〇〇〇〇建築課長は、〇〇〇〇〇。〇〇課長はいったい誰をかばおうとするのであろうか。

〇〇課長のご高説は次記により独自の见解に過ぎない。

- (i) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項1号の同施行令第19条第2項第2号の近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）第2条第4項の近郊整備区域により、市街化区域又は、市街化調整区域内において500平方メートル以上の開発行為をしようとするものは、都道府県知事の許可を受けなければならないと規定される。

本件建築確認を取得した開発（建築）行為は、平成27年10月8日付（高土第118号の6）の行政文書不開示決定の3によれば開発許可を受けていない。

- (ii) 奈良県においては、都市計画法第29条第1項第2号又は同条第2項第1号の規定に該当するか否かの判定を行い、開発許可申請に先立ち事前に法第34条第14号又は令第36条第1項第3号ホの規定に該当するか否かの判定を行う農家判定制度が定められている。

本件建築確認を取得した開発（建築）行為は、平成28年2月1日付（高土第118号の19）の行政文書不開示決定によれば、奈良県農家判定制度に基づく農家判定書を受けていない。

- (iii) 第1行目から第3行目にかけての記述は、理由説明のとおりである。

第3行目末から第8行目までの記述については、誤字、脱字及び文節順序の誤り若しくは都市計画法令解釈の誤りが認められる。正しくは「平成〇〇年夏頃に行われた春日町〇〇丁目〇〇番〇〇面積〇〇〇〇平方メートル（平成〇〇年〇〇月〇〇日付の分筆地〇〇番〇〇面積〇〇〇〇平方メートルを含む）農地の地上げ及び擁壁築造行為については、平成〇〇年〇〇月〇〇日付で敷地を春日町〇〇丁目〇〇番〇〇面積〇〇〇〇平方メートルとして本件建築確認を取得した建築物の建築の用に供する目的で行われたものである為、開発許可申請の対象である。」であろう。

v 第5段落目については、以上のとおり、請求対象文書を不存在とする理由は根拠がない。実施機関の決定は、妥当性を欠く。

(イ) 第2の2の(2) 開示しない理由のエについて

i 第1段落については、理由説明のとおりである。

ii 第2段落については、おおむね理由説明のとおりである。

iii 第3段落については、実施機関による平成27年11月2日付(高土第118号の10)の行政文書不開示決定によれば、本件建築確認申請については、建築主事に対し敷地の地盤調査書の提出がなく、更には平成27年10月8日付(高土第118号の6)の行政文書不開示決定の2によれば工事完了時の建築主事に対する完了検査の申請がない。

したがって、本件建築確認申請に係る添付図書(敷地断面図を含む。)等については、建築主事による現地においての建築物の敷地等についての審査及び検査が一切行われていない。

しかも、本件建築確認時(申請日付:平成〇〇年〇〇月〇〇日、確認日付:平成〇〇年〇〇月〇〇日)において、敷地の農地転用申請並びに生産緑地法第10条第1項が規定する行為制限解除が未済である。(分筆地解除日:平成〇〇年〇〇月〇〇日、元番地解除日:平成〇〇年〇〇月〇〇日)

本件建築確認申請は、建築士法抵触を否定する事ができない。

よって、第3段落の敷地断面図(〇〇〇〇一級建築士作成による)の記載事項のみに依拠した結論は妥当性を欠くと言えよう。

iv 第4段落については、以上のとおり実施機関の決定は、妥当性を欠くものである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が、理由説明書及び口頭理由説明において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

1 理由説明書

(1) 第2の2の(2) 開示しない理由のウについて

建築基準法施行条例(昭和42年4月奈良県条例第1号。以下「施行条例」という。)第3条第1項は、高さが2メートルをこえるがけに近接する建築物は、がけの上のものにあってはがけの下端から、がけの下のものにあってはがけの上端からそのがけの高さの2倍以上の水平距離を保たなければならない、と規定する。施行条例第3条第2項第1号は、前項の規定は、都市計画法第36条第3項の規定による工事の完了公告のあった土地における建築物には適用しないと規定している。

本件開示請求は、本件建築確認申請の対象である建築物(以下「本件建築物」という。)が、施行条例第3条第2項第1号の適用を受けているという前提のもとに、同号の適用を証するために本件開示請求に係る建築確認申請書(以下「本件建築確

認申請書」という。)に添付された、平成〇〇年夏頃に分筆前の大和高田市春日町〇〇丁目〇〇番地〇〇に設置された擁壁(以下「本件擁壁」という。)に対する都市計画法第36条第2項の規定による工事の完了検査の検査済証の開示を求めていると思われる。

まず、施行条例第3条第1項が適用されるのは、「高さが2メートルをこえるがけに近接する建築物」である。本件建築確認申請書の添付図書である敷地断面図には、がけ、擁壁及びその他の段差は記載されていない。そのため、本件建築物は、施行条例第3条第1項に規定する「高さが2メートルをこえるがけに近接する建築物」に該当せず、同項の制限を受けない。したがって、同条第2項の要件を満たす必要はなく、施行条例第7条第2号各号の適用を証明する書類を提出する必要はない。

次に、本県では、市街化区域内で500平方メートル以上の開発行為(定義:主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更(都市計画法第4条第12項))を行う場合は開発許可が必要であるが、平成〇〇年頃行われた地上げ及び本件擁壁設置行為については、建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行われたものではないため、開発許可申請の対象ではない。また、平成〇〇年に春日町〇〇丁目〇〇番〇〇における建築確認を取得した建築物の敷地は〇〇〇平方メートルで、市街化区域内500平方メートル未満の規模であることから、開発許可申請の対象ではない。

したがって、「都市計画法第36条第2項の規定による適合する旨の検査済証」は不存在である。

(2) 第2の2の(2) 開示しない理由のエについて

施行条例第3条第1項は、高さが2メートルをこえるがけに近接する建築物は、がけの上のものにあってはがけの下端から、がけの下のものにあってはがけの上端からそのがけの高さの2倍以上の水平距離を保たなければならない。と規定する。同条第2項第3号は、前項の規定は、前2号に定めるもののほか、擁壁の設置、がけの土質の状況等により建築物の安全上支障がない土地における建築物には適用しないと規定している。

本件開示請求は、本件建築物が、同号の適用を受けているという前提のもとに、同号の適用を証するために設計者が確認申請書に添付している既存擁壁の設置により建築物の安全上支障がないと判断する調査資料、客観的史料及び所見書を求めているものと思われる。

施行条例第3条第1項が適用されるのは、「高さが2メートルをこえるがけに近接する建築物」である。しかし、本件建築確認(申請日付:平成〇〇年〇〇月〇〇日、確認番号〇〇〇〇〇番)の添付図書である敷地断面図には、がけ、擁壁及びその他の段差は記載されていない。そのため、本件建築物は、同項に規定する「高さが2メートルをこえるがけに近接する建築物」に該当せず、同条第2項第1号の適用を受けていない。

したがって、本件建築確認申請に係る建築物については、「設計者が既存擁壁(原文のまま)の設置により建築物の安全上支障がないと判断する調査資料、客観的資料及び所見書」は提出の必要がなく、当該文書を取得していないため不存在で

ある。

2 口頭理由説明

建築基準法第6条第1項に規定する建築確認の審査は、建築主事が、建築計画に係る建築基準関係規定の適合性を確認するものであり、建築基準関係規定以外の審査はできない。また、建築主事が提出を求めることができる図書については、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「施行規則」という。）第1条の3に定められたもののほか、建築基準法施行細則（昭和25年12月奈良県規則第77号）第2条第2項において、建築主事が必要と認める図書の提出を求める旨定められているが、建築主事が提出を求めることができるのは、建築基準関係規定に定める基準の適合性の審査に必要な範囲内のものに限られる。そして、建築確認においては、建築主事が現地調査を行う義務はなく、法令等で定められた図書に基づく審査で足りるものである。

なお、本件建築確認においては、建築主から完了届が提出されていないことから、完了検査を行っていないが、近隣住民からの指摘を受けて、平成27年7月17日及び同年12月17日に、実施機関が現地において、当該建築計画に係る建築物は、がけに相当する斜面に近接していないことを確認している。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

したがって、当審査会は県民の行政文書開示請求権を十分尊重するという条例の趣旨に従い、実施機関の意見聴取のみにとどまらず、審査に必要な関係資料の提出を求め、当審査会により調査を行い、条例の適用について判断することとした。

2 行政文書の不存在について

異議申立人は、「奈良県高田土木事務所へ提出の建築確認申請書 申請日 平成〇〇年〇〇月〇〇日 確認番号 〇〇〇〇〇号 確認日付 平成〇〇年〇〇月〇〇日 建築主 〇〇〇〇 地名地番 大和高田市春日町〇〇丁目〇〇番〇〇 設計者 〇〇〇〇 一級建築士 工事施工者 〇〇〇〇 上記の一件書類のうちの 3. 建築基準法第19条の奈良県建築基準法施行条例第3条第2項第1号の適用にあたって平成〇〇年夏頃の元番地 大和高田市春日町〇〇丁目〇〇番〇〇、地目 田、面積〇〇〇〇㎡（平成〇〇年〇〇月〇〇日付 〇〇番〇〇、地目 田、分筆面積〇〇〇㎡を含む）全部の地上げ及び擁壁設置行為に対する都市計画法第36条第2項の規定による適合

する旨の検査済証 4. 建築基準法第19条の奈良県建築基準法施行条例第3条第2項第3号の適用にあたって設計者が概存擁壁（原文のまま）の設置により建築物の安全上支障がないと判断する調査資料、客観的資料及び所見書」の開示を求めているのに対し、実施機関は、当該文書を取得していないため不存在であると主張しているのので、以下検討する。

建築基準法に基づく建築確認は、建築主が建築物を建築しようとする場合、当該建築物の建築計画が建築基準関係規定に適合しているかどうかについて、建築主事等の確認を受けるものである。

異議申立人が開示を求める行政文書は、施行条例第3条に係るものであり、同条は建築基準関係規定に該当するため、本件建築物の建築計画は、同項に適合している必要がある。

同条第1項は、高さが2メートルを超えるがけに近接する建築物は、そのがけの高さの2倍以上の水平距離を保たなければならない旨規定している。ただし、同条第2項各号に該当する建築物については、同条第1項の規定は適用しないとされている。

異議申立人が開示を求める行政文書は、同条第2項第1号又は第3号に該当する旨を証する図書であるため、当該文書が、建築確認申請の添付図書として実施機関に提出されるためには、本件建築物が、がけに近接する建築物に該当することが前提となる。

これについて実施機関は、本件建築確認申請書に添付されている敷地断面図に、がけ、擁壁及びその他の段差が記載されていないことから、本件建築物は、がけに近接する建築物に該当しないと説明している。

異議申立人は、敷地断面図のみにより判断すべきではないと主張しているが、実施機関の説明によると、建築確認申請においては、提出する図書が施行規則で定められており、原則として、建築基準関係規定と申請書及び添付図書の記載事項を照合することにより、適合性を判断することをもって足りると解されているとのことである。

したがって、異議申立人の主張は採用できない。

ところで、実施機関においては、建築行為が完了した旨の届出が建築主から提出された後に実施する完了検査において行い、建築物が建築基準関係法令に違反している場合には、是正指導等を行うとのことである。

そうすると、建築確認申請の審査の段階では、本件建築物ががけに近接する建築物に該当しないと判断されたとしても、現地確認により本件建築物ががけに近接することが確認されれば、事後的に、異議申立人が開示を求める文書が実施機関に提出されることがあり得ることになる。

この点について実施機関に説明を求めたところ、本件建築物については、建築行為が完了した旨の届出が提出されていないものの、近隣住民からの申出を受け、現地を確認した結果、本件建築物は、がけに近接する建築物に該当しないと判断したとのことであった。

そうすると、異議申立人が開示を求める文書は、本件建築確認申請において提出を要するものではないと認められる。

また、異議申立人は、本件建築物の敷地となる土地が本件建築確認申請の前に分筆されていることを踏まえ、開発許可申請の可否に係る実施機関の考え方が妥当でない

旨主張しているが、当審査会は、本件決定の妥当性を判断するものであり、実施機関の事務処理の妥当性を判断するものではない。

これらのことから、異議申立人が開示を求める行政文書を取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

以上のことから、異議申立人が開示を求める行政文書は存在しないとする実施機関の説明は是認できると判断する。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、異議申立書等において、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

4 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

審査会の審査経過

年 月 日	審 査 経 過
平成27年11月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施機関から諮問を受けた。
平成27年12月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成28年 2月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議申立人から意見書の提出を受けた。
平成29年 3月17日 (第205回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事案の審議を行った。 ・ 事案の併合を行った。
平成29年 4月21日 (第206回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施機関から不開示理由等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成29年 7月20日 (第209回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事案の審議を行った。
平成29年 8月24日 (第210回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 答申案のとりまとめを行った。
平成29年 9月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
い ろ め よ し お 以呂免義雄	弁 護 士	会 長 代 理
く ぼ ひ ろ こ 久保 博子	奈 良 女 子 大 学 研 究 院 生 活 環 境 科 学 系 教 授 (住 生 活 ・ 住 環 境 学)	
こ た に ま り 小谷 真理	同 志 社 大 学 政 策 学 部 准 教 授 (行 政 法)	
の だ た か し 野田 崇	関 西 学 院 大 学 法 学 部 法 律 学 科 教 授 (行 政 法)	会 長
ほ そ み み え こ 細見三英子	元 産 経 新 聞 社 記 者	